

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
目次	目次	目次	
	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策 第1節から第5節 (略)</p> <p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>1から4 (略)</p> <p>5 モニタリングに係る県の組織及び業務……………75            (1) モニタリング体制……………75            (2) モニタリング<u>班</u>の業務……………76            (3) モニタリングの<u>実施内容</u>……………76</p> <p>第7節から第14節 (略)</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策 第1節から第5節 (略)</p> <p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>1から4 (略)</p> <p>5 モニタリングに係る県の組織及び業務……………75            (1) モニタリング体制……………75            (2) モニタリング<u>チーム</u>の業務……………76            (3) モニタリングの<u>実施内容</u>……………76</p> <p>第7節から第14節 (略)</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	<p>➤ 組織名称の変更</p>
1	<p>第1章 総則</p> <p>第1節から第8節 (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節から第8節 (略)</p>	
25	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節から第6節 (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1から3 (略)</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節から第6節 (略)</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1から3 (略)</p>	

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
31	<p>4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員 原子力災害合同対策協議会は、<u>国の原子力災害合同対策協議会</u>は、<u>国の</u> <u>現地対策本部長</u>、<u>県の現地災害対策本部長</u>、<u>関係市町の各々の災害</u> <u>対策本部</u>の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5から11 (略)</p> <p>第8節 (略)</p>	<p>4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員 原子力災害合同対策協議会は、<u>国の原</u> <u>子力災害</u><u>現地対策本部長</u>、<u>県の現地災害対策本部長</u>、<u>関係市町の各々の災害</u> <u>対策本部</u>の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5から11 (略)</p> <p>第8節 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化 (名称の重複を整理)</p>
34	<p>第9節 モニタリング体制等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。 また、県は、<u>オフサイトセンター</u>等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第9節 モニタリング体制等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。 また、県は、<u>対策拠点施設</u>等に国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化 (25頁でオフサイトセンターを対策拠点施設と定義)</p>

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
35	<p>4 緊急時モニタリングの体制及び役割</p> <p>県は、緊急時モニタリングセンターの役割等に協力するものとする。このため、県現地災害対策本部モニタリング<u>班</u>とその指揮下の<u>モニタリングチームで構成する</u>モニタリング実施組織及びモニタリング<u>班長</u>、チームの役割等を定めるとともに、緊急時モニタリングセンターとの連携について定めておくものとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、初動時においてセンター長が不在の間は、県現地災害対策本部のモニタリング<u>班長</u>が代行する体制とする。</p>	<p>4 緊急時モニタリングの体制及び役割</p> <p>県は、緊急時モニタリングセンターの役割等に協力するものとする。このため、県現地災害対策本部モニタリング<u>チーム</u>とその指揮下の<u>モニタリング実施組織及びモニタリングチームリーダー</u>、チームの役割等を定めるとともに、緊急時モニタリングセンターとの連携について定めておくものとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、初動時においてセンター長が不在の間は、県現地災害対策本部のモニタリング<u>チームリーダー</u>が代行する体制とする。</p>	<p>➤ 組織名称の変更</p>
35	<p>5 から 6 (略)</p> <p>第 10 節から第 12 節 (略)</p> <p>第 13 節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所等の整備についての助言 (1) から (6) (略)</p>	<p>5 から 6 (略)</p> <p>第 10 節から第 12 節 (略)</p> <p>第 13 節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所等の整備についての助言 (1) から (6) (略)</p>	
38	<p>(7) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、<u>被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>(8) から (9) (略)</p>	<p>(7) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局の明確化など、<u>地域の实情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>(8) から (9) (略)</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>
39	<p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言 (1) (略)</p> <p>(2) 関係市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民<u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u><u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法</u></p>	<p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言 (1) (略)</p> <p>(2) 関係市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u><u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法</p>	<p>➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>



宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
51	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節から第2節まで (略)</p> <p>第3節 原子力災害警戒体制</p> <p>1 県の警戒体制 (略)</p> <p>(1) 緊急事態区分等の各段階における体制 (略)</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節から第2節まで (略)</p> <p>第3節 原子力災害警戒体制</p> <p>1 県の警戒体制 (略)</p> <p>(1) 緊急事態区分等の各段階における体制 (略)</p>	
57	<p>図3-3-1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務</p> <p>※ 実際の配備編成は原子力安全対策課長以下となる。</p>	<p>図3-3-1 県の原子力災害警戒配備体制組織及び所掌事務</p> <p>※ 実際の配備編成は原子力安全対策課長以下となる。</p>	<p>➤ 組織再編等に 伴う配備体制 の変更</p>

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
58	<p><b>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</b></p>	<p><b>図3-3-2 県の原子力災害警戒本部（原子力災害特別警戒配備）体制組織及び所掌事務</b></p>	<p>➤ 組織再編等に 伴う配備体制 の変更</p>

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考																																																
59	<p><b>表3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>_____ 危機管理監</td> <td>本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td><u>原子力安全対策課長</u></td> <td>事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td><u>復興・危機管理総務課長</u> <u>復興支援・伝承課長</u> <u>防災推進課長</u> <u>消防課長</u></td> <td><u>図3-3-2に定める所掌事務に関して、</u> 事務局長、副事務局長を補佐する。</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>復興・危機管理総務課 復興支援・伝承課 防災推進課 消防課 原子力安全対策課</td> <td>_____ 上司の命を受け、緊急事態 応急対策に関する事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>現地要員</td> <td>東部地方復興事務所 東部地方復興事務所登米地域事務所 北部地方復興事務所 気仙沼地方復興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	充 当 職	職 務	(略)			事務局長	_____ 危機管理監	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。	副事務局長	<u>原子力安全対策課長</u>	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。	事務局次長	<u>復興・危機管理総務課長</u> <u>復興支援・伝承課長</u> <u>防災推進課長</u> <u>消防課長</u>	<u>図3-3-2に定める所掌事務に関して、</u> 事務局長、副事務局長を補佐する。	事務局職員	復興・危機管理総務課 復興支援・伝承課 防災推進課 消防課 原子力安全対策課	_____ 上司の命を受け、緊急事態 応急対策に関する事務を処理する。	現地要員	東部地方復興事務所 東部地方復興事務所登米地域事務所 北部地方復興事務所 気仙沼地方復興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター	(略)	(略)			<p><b>表3-3-1 県の原子力災害警戒本部の組織及び分掌事務</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>充 当 職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td><u>復興・危機管理部</u> 危機管理監</td> <td>本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>副事務局長</td> <td><u>復興・危機管理部副部長</u></td> <td>事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td><u>原子力安全対策課長</u> _____ _____</td> <td>_____ 事務局長、副事務局長を補佐する。</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>復興・危機管理総務課 復興支援・伝承課 防災推進課 消防課 原子力安全対策課</td> <td><u>各所属長は、図3-3-2に定める所掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</u> <u>各所属職員は、</u>上司の命を受け、緊急事態 応急対策に関する事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>現地要員</td> <td>東部地方復興事務所 東部地方復興事務所登米地域事務所 北部地方復興事務所 気仙沼地方復興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 名	充 当 職	職 務	(略)			事務局長	<u>復興・危機管理部</u> 危機管理監	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。	副事務局長	<u>復興・危機管理部副部長</u>	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。	事務局次長	<u>原子力安全対策課長</u> _____ _____	_____ 事務局長、副事務局長を補佐する。	事務局職員	復興・危機管理総務課 復興支援・伝承課 防災推進課 消防課 原子力安全対策課	<u>各所属長は、図3-3-2に定める所掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</u> <u>各所属職員は、</u> 上司の命を受け、緊急事態 応急対策に関する事務を処理する。	現地要員	東部地方復興事務所 東部地方復興事務所登米地域事務所 北部地方復興事務所 気仙沼地方復興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター	(略)	(略)			<p>➤ 組織再編等に 伴う配備体制 の変更</p>
職 名	充 当 職	職 務																																																	
(略)																																																			
事務局長	_____ 危機管理監	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。																																																	
副事務局長	<u>原子力安全対策課長</u>	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。																																																	
事務局次長	<u>復興・危機管理総務課長</u> <u>復興支援・伝承課長</u> <u>防災推進課長</u> <u>消防課長</u>	<u>図3-3-2に定める所掌事務に関して、</u> 事務局長、副事務局長を補佐する。																																																	
事務局職員	復興・危機管理総務課 復興支援・伝承課 防災推進課 消防課 原子力安全対策課	_____ 上司の命を受け、緊急事態 応急対策に関する事務を処理する。																																																	
現地要員	東部地方復興事務所 東部地方復興事務所登米地域事務所 北部地方復興事務所 気仙沼地方復興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター	(略)																																																	
(略)																																																			
職 名	充 当 職	職 務																																																	
(略)																																																			
事務局長	<u>復興・危機管理部</u> 危機管理監	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他緊急事態応急対策実施に必要な事務を処理する。																																																	
副事務局長	<u>復興・危機管理部副部長</u>	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。																																																	
事務局次長	<u>原子力安全対策課長</u> _____ _____	_____ 事務局長、副事務局長を補佐する。																																																	
事務局職員	復興・危機管理総務課 復興支援・伝承課 防災推進課 消防課 原子力安全対策課	<u>各所属長は、図3-3-2に定める所掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。</u> <u>各所属職員は、</u> 上司の命を受け、緊急事態 応急対策に関する事務を処理する。																																																	
現地要員	東部地方復興事務所 東部地方復興事務所登米地域事務所 北部地方復興事務所 気仙沼地方復興事務所 東部土木事務所 東部土木事務所登米地域事務所 北部土木事務所 気仙沼土木事務所 環境放射線監視センター	(略)																																																	
(略)																																																			
	<p>※ 原子力災害警戒本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。</p>	<p>※ 原子力災害警戒本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。</p>																																																	



宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
59	<p>(2) 自然災害による配備基準との関係</p> <hr/> <p>以下の場合、特別警戒本部体制のもとで<u>情報収集その他の必要な対応を実施</u>することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業所所在市町で震度5強を観測する地震が発生した場合</li> <li>また、以下の場合には自然災害への対応と連携して原子力災害対応に当たるため、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施する。</li> <li>原子力事業所所在市町で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合</li> <li>宮城県に大津波警報が発表された場合</li> </ul> <p>その他、防災基本計画及び原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。</p> <p>(3) から (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準及び体制</p> <p>①から② (略)</p>	<p>(2) 自然災害による配備基準との関係</p> <p><u>県は、防災基本計画に定める情報収集事態(原子力事業所所在市町で震度5弱又は5強が発生した場合)において、情報収集その他必要な対応を実施する。なお、</u>以下の場合、特別警戒本部体制のもとで<u>対応</u>することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業所所在市町で震度5強を観測する地震が発生した場合</li> <li>また、以下の場合には自然災害への対応と連携して原子力災害対応に当たるため、災害対策本部体制のもとで情報収集その他の必要な対応を実施する。</li> <li>原子力事業所所在市町で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合</li> <li>宮城県に大津波警報が発表された場合</li> </ul> <p>その他、防災基本計画及び原子力災害対策指針による規定と自然災害等に関する県の配備基準に疑義が生じた場合は、上位となる本部体制のもとで対応を行うことを基本とする。</p> <p>(3) から (5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1 県の緊急事態応急対策活動体制</p> <p>(1) 災害対策本部の設置基準及び体制</p> <p>①から② (略)</p>	<p>➤ 自然災害の県配備体制の変更に伴う修正</p>
61	<p>③ 災害対策本部の組織及び分掌事務</p> <p>災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性に鑑み、主要なものは、図3-4-1のとおりとし、本計画に<u>特定</u>の定めのないものについては、宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱等によるものとする。</p> <p>④ (略)</p>	<p>③ 災害対策本部の組織及び分掌事務</p> <p>災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性に鑑み、主要なものは、図3-4-1のとおりとし、本計画に<u>特段</u>の定めのないものについては、宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱等によるものとする。</p> <p>④ (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p>



宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
62	<p><b>図3-4-1 県の災害対策本部体制組織及び分掌事務（主なもの）</b></p>	<p><b>図3-4-1 県の災害対策本部体制組織及び分掌事務（主なもの）</b></p>	<p>➤ 組織再編等に 伴う配備体制 の変更</p>

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考																																								
63	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 215 584 311">水産林政部 部長：水産林政部長 副部長：水産林政部副部長</td> <td data-bbox="584 183 757 311">水産林業政策班 (水産林業政策室長) 水産振興班 (水産振興班長) 水産業基盤整備班 (水産業基盤整備班長) 地域林業振興班 (林業振興班長)</td> <td data-bbox="757 183 1043 311">1  部内の総括及び連絡調整に関する事 2  水産物・林産物の風評被害対策に関する事 1  水産物及び食料(水産加工品)の供給(出荷制限)対策に関する事 1  漁港の被害状況、使用の調整に関する事 1  林産物の供給(出荷制限)対策に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 359 584 422">土木部 部長：土木部長 副部長：土木部副部長</td> <td data-bbox="584 327 757 422">防災砂防班 (防災砂防班長) 道路班 (道路班長) 港湾班 (港湾班長)</td> <td data-bbox="757 327 1043 422">1  部内の総括及び連絡調整に関する事 1  道路交通の確保に関する事 1  港湾、漁港の被害状況、使用の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 438 584 486">出納部 部長：出納局長 副部長：出納局副局長</td> <td data-bbox="584 438 757 486">総務班 (会計課長)</td> <td data-bbox="757 438 1043 486">1  部内の総括及び連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 502 584 550">企業部 部長：企業局長 副部長：企業局副局長</td> <td data-bbox="584 502 757 550">公営事業班 (公営事業課長)</td> <td data-bbox="757 502 1043 550">1  部内の総括及び連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 566 584 614">教育部 部長：教育長 副部長：副教育長</td> <td data-bbox="584 566 757 614">総務班 (総務課長)</td> <td data-bbox="757 566 1043 614">1  文教対策及び教育施設との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 630 584 694">警察班 部長：県警本部長 副部長：警備部長</td> <td data-bbox="584 630 757 694">警備班 (警備課長)</td> <td data-bbox="757 630 1043 694">1  <u>立入制限措置及び避難等の誘導と警戒本部組織に関する事</u> 2  <u>交通秩序の維持に関する事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 710 584 743">その他関係各部局連絡員、関係部課所配属職員</td> <td data-bbox="584 710 1043 743">1  宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱によるもの。</td> </tr> </table>	水産林政部 部長：水産林政部長 副部長：水産林政部副部長	水産林業政策班 (水産林業政策室長) 水産振興班 (水産振興班長) 水産業基盤整備班 (水産業基盤整備班長) 地域林業振興班 (林業振興班長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事 2  水産物・林産物の風評被害対策に関する事 1  水産物及び食料(水産加工品)の供給(出荷制限)対策に関する事 1  漁港の被害状況、使用の調整に関する事 1  林産物の供給(出荷制限)対策に関する事	土木部 部長：土木部長 副部長：土木部副部長	防災砂防班 (防災砂防班長) 道路班 (道路班長) 港湾班 (港湾班長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事 1  道路交通の確保に関する事 1  港湾、漁港の被害状況、使用の調整に関する事	出納部 部長：出納局長 副部長：出納局副局長	総務班 (会計課長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事	企業部 部長：企業局長 副部長：企業局副局長	公営事業班 (公営事業課長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事	教育部 部長：教育長 副部長：副教育長	総務班 (総務課長)	1  文教対策及び教育施設との連絡に関する事	警察班 部長：県警本部長 副部長：警備部長	警備班 (警備課長)	1 <u>立入制限措置及び避難等の誘導と警戒本部組織に関する事</u> 2 <u>交通秩序の維持に関する事</u>	その他関係各部局連絡員、関係部課所配属職員	1  宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱によるもの。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1301 215 1480 311">水産林政部 部長：水産林政部長 副部長：水産林政部副部長</td> <td data-bbox="1480 183 1653 311">水産林業政策班 (水産林業政策室長) 水産振興班 (水産振興班長) 水産業基盤整備班 (水産業基盤整備班長) 地域林業振興班 (林業振興班長)</td> <td data-bbox="1653 183 1928 311">1  部内の総括及び連絡調整に関する事 2  水産物・林産物の風評被害対策に関する事 1  水産物及び食料(水産加工品)の供給(出荷制限)対策に関する事 1  漁港の被害状況、使用の調整に関する事 1  林産物の供給(出荷制限)対策に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 359 1480 422">土木部 部長：土木部長 副部長：土木部副部長</td> <td data-bbox="1480 327 1653 422">防災砂防班 (防災砂防班長) 道路班 (道路班長) 港湾班 (港湾班長)</td> <td data-bbox="1653 327 1928 422">1  部内の総括及び連絡調整に関する事 1  道路交通の確保に関する事 1  港湾、漁港の被害状況、使用の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 438 1480 486">出納部 部長：出納局長 副部長：出納局副局長</td> <td data-bbox="1480 438 1653 486">総務班 (会計課長)</td> <td data-bbox="1653 438 1928 486">1  部内の総括及び連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 502 1480 550">企業部 部長：企業局長 副部長：企業局副局長</td> <td data-bbox="1480 502 1653 550">公営事業班 (公営事業課長)</td> <td data-bbox="1653 502 1928 550">1  部内の総括及び連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 566 1480 614">教育部 部長：教育長 副部長：副教育長</td> <td data-bbox="1480 566 1653 614">総務班 (総務課長)</td> <td data-bbox="1653 566 1928 614">1  文教対策及び教育施設との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 630 1480 694">警察班 部長：県警本部長 副部長：警備部長</td> <td data-bbox="1480 630 1653 694">警備班 (警備課長)</td> <td data-bbox="1653 630 1928 694">1  <u>防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事</u> 2  <u>住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事</u> 3  <u>立入り等の制限措置及び解除に関する事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1301 710 1480 743">その他関係各部局連絡員、関係部課所配属職員</td> <td data-bbox="1480 710 1928 743">1  宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱によるもの。</td> </tr> </table>	水産林政部 部長：水産林政部長 副部長：水産林政部副部長	水産林業政策班 (水産林業政策室長) 水産振興班 (水産振興班長) 水産業基盤整備班 (水産業基盤整備班長) 地域林業振興班 (林業振興班長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事 2  水産物・林産物の風評被害対策に関する事 1  水産物及び食料(水産加工品)の供給(出荷制限)対策に関する事 1  漁港の被害状況、使用の調整に関する事 1  林産物の供給(出荷制限)対策に関する事	土木部 部長：土木部長 副部長：土木部副部長	防災砂防班 (防災砂防班長) 道路班 (道路班長) 港湾班 (港湾班長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事 1  道路交通の確保に関する事 1  港湾、漁港の被害状況、使用の調整に関する事	出納部 部長：出納局長 副部長：出納局副局長	総務班 (会計課長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事	企業部 部長：企業局長 副部長：企業局副局長	公営事業班 (公営事業課長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事	教育部 部長：教育長 副部長：副教育長	総務班 (総務課長)	1  文教対策及び教育施設との連絡に関する事	警察班 部長：県警本部長 副部長：警備部長	警備班 (警備課長)	1 <u>防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事</u> 2 <u>住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事</u> 3 <u>立入り等の制限措置及び解除に関する事</u>	その他関係各部局連絡員、関係部課所配属職員	1  宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱によるもの。	<p>➤ 17頁の警察本部「事務又は業務」の記述と統一</p>
水産林政部 部長：水産林政部長 副部長：水産林政部副部長	水産林業政策班 (水産林業政策室長) 水産振興班 (水産振興班長) 水産業基盤整備班 (水産業基盤整備班長) 地域林業振興班 (林業振興班長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事 2  水産物・林産物の風評被害対策に関する事 1  水産物及び食料(水産加工品)の供給(出荷制限)対策に関する事 1  漁港の被害状況、使用の調整に関する事 1  林産物の供給(出荷制限)対策に関する事																																									
土木部 部長：土木部長 副部長：土木部副部長	防災砂防班 (防災砂防班長) 道路班 (道路班長) 港湾班 (港湾班長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事 1  道路交通の確保に関する事 1  港湾、漁港の被害状況、使用の調整に関する事																																									
出納部 部長：出納局長 副部長：出納局副局長	総務班 (会計課長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事																																									
企業部 部長：企業局長 副部長：企業局副局長	公営事業班 (公営事業課長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事																																									
教育部 部長：教育長 副部長：副教育長	総務班 (総務課長)	1  文教対策及び教育施設との連絡に関する事																																									
警察班 部長：県警本部長 副部長：警備部長	警備班 (警備課長)	1 <u>立入制限措置及び避難等の誘導と警戒本部組織に関する事</u> 2 <u>交通秩序の維持に関する事</u>																																									
その他関係各部局連絡員、関係部課所配属職員	1  宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱によるもの。																																										
水産林政部 部長：水産林政部長 副部長：水産林政部副部長	水産林業政策班 (水産林業政策室長) 水産振興班 (水産振興班長) 水産業基盤整備班 (水産業基盤整備班長) 地域林業振興班 (林業振興班長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事 2  水産物・林産物の風評被害対策に関する事 1  水産物及び食料(水産加工品)の供給(出荷制限)対策に関する事 1  漁港の被害状況、使用の調整に関する事 1  林産物の供給(出荷制限)対策に関する事																																									
土木部 部長：土木部長 副部長：土木部副部長	防災砂防班 (防災砂防班長) 道路班 (道路班長) 港湾班 (港湾班長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事 1  道路交通の確保に関する事 1  港湾、漁港の被害状況、使用の調整に関する事																																									
出納部 部長：出納局長 副部長：出納局副局長	総務班 (会計課長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事																																									
企業部 部長：企業局長 副部長：企業局副局長	公営事業班 (公営事業課長)	1  部内の総括及び連絡調整に関する事																																									
教育部 部長：教育長 副部長：副教育長	総務班 (総務課長)	1  文教対策及び教育施設との連絡に関する事																																									
警察班 部長：県警本部長 副部長：警備部長	警備班 (警備課長)	1 <u>防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事</u> 2 <u>住民等に対する広報及び避難等の誘導に関する事</u> 3 <u>立入り等の制限措置及び解除に関する事</u>																																									
その他関係各部局連絡員、関係部課所配属職員	1  宮城県災害対策本部組織図、宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務及び宮城県災害対策本部要綱によるもの。																																										

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)			修 正 後			備 考
63	<b>表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務</b>			<b>表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務</b>			> 自然災害の県配備体制の変更に伴う修正
	職 名	充 当 職	職 務	職 名	充 当 職	職 務	
	事務局長	<u>復興・危機管理部長</u>	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。	事務局長	<u>復興・危機管理部危機管理監</u>	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統括する。	
	副事務局長	<u>危機管理監</u>	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。	副事務局長	<u>復興・危機管理部副部長</u>	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務を代理する。	
	事務局	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 <u>原子力防災対策専門監</u>	図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。	事務局 <u>チーム・グループリーダー</u>	復興・危機管理総務課長 復興支援・伝承課長 防災推進課長 消防課長 原子力安全対策課長 危機管理企画専門監 <u>災害援護専門監</u> 原子力防災対策専門監	図3-4-1に定める分掌事務に関して、事務局長、副事務局長を補佐する。	
	事務局職員	1 復興・危機管理部職員並びに必要に応じて事務局長が応援職員として指名された各部職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員	事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。  事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。	事務局職員	1 復興・危機管理部職員並びに必要に応じて事務局長が応援職員として指名された各部職員 2 各部の本部連絡員に指名された職員	事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。  事務局長の命を受け、総合的な応急対策にあたる。	
	<u>初動要員</u>	事前に指定された職員	発災初動期における事務局体制整備等の事務を処理する。	<u>事務局初動要員</u>	事前に指定された職員	発災初動期における事務局体制整備等の事務を処理する。	

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
64	<p>(2) 現地災害対策本部 (略)</p> <p>①から② (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>図3-4-2 県の現地本部の組織</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表3-4-2 現地本部の所掌事務</b></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務</b></p> <p>(略)</p>	<p>(2) 現地災害対策本部 (略)</p> <p>①から② (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>図3-4-2 県の現地本部の組織</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表3-4-2 現地本部の所掌事務</b></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務</b></p> <p>(略)</p>	<p>➤ 組織再編等に伴う配備体制の変更</p>
65			

## 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
66	(2)③から(6) (略) 2から7 (略)	(2)③から(6) (略) 2から8 (略)	
68	8 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、 <u>環境大臣</u> 及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 また、原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣(又は原子力利用省庁大臣政務官)及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。 県は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。	8 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、 <u>内閣府特命担当大臣(原子力防災)</u> 及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 また、原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣(又は原子力利用省庁大臣政務官)及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。 県は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。	▶ 国原子力災害対策マニュアルとの整合
69	9 防災業務関係者の安全確保 (1)から(2) (略)  (3) 防災業務関係者の放射線防護 ①から⑤ (略) ⑥ 県の現地本部事務局は、医療 <u>班</u> 、モニタリング <u>班</u> と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとし、この際、緊急時モニタリングセンター(EMC)とも緊密な連携を行うこととする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。 ⑦から⑨ (略)	9 防災業務関係者の安全確保 (1)から(2) (略)  (3) 防災業務関係者の放射線防護 ①から⑤ (略) ⑥ 県の現地本部事務局は、医療 <u>チーム</u> 、モニタリング <u>チーム</u> と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとし、この際、緊急時モニタリングセンター(EMC)とも緊密な連携を行うこととする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。 ⑦から⑨ (略)	▶ 組織名称の変更
70	第5節 住民等への的確な情報伝達活動 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、県は適切な対応を行える体制を整備する。 <hr/> <hr/>	第5節 住民等への的確な情報伝達活動 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、県は適切な対応を行える体制を整備する。 <u>なお、情報伝達手段については、従来の方法に加えて、スマートフォン向けアプリケーション等のデジタル技術の活用も推進するものとする。</u>	▶ 情報伝達手段の追加



宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
75	<p>(3) 全面緊急事態以降における対応 緊急時モニタリングセンターは、全面緊急事態（General Emergency）に至った場合、P A Z <u>区</u>の避難が開始されることや放射性物質放出後のO I Lに基づく防護措置を前提として、モニタリングを重点的に実施する地点などを適宜変更する。</p> <p>(4) から (5) (略)</p> <p>2 から 3 (略)</p> <p>4 関係機関等への協力要請 (1) 情報提供の要請 本部長は、現地災害対策本部のモニタリング<u>班</u>を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。 なお、情報の提供は、専用回線ファクシミリ（仙台管区気象台はファクシミリ又はEメール）によるものとする。</p> <p>(2) から (3) (略)</p> <p>5 モニタリングに係る県の組織及び事務 (1) (略)</p>	<p>(3) 全面緊急事態以降における対応 緊急時モニタリングセンターは、全面緊急事態（General Emergency）に至った場合、P A Z <u>の</u>避難が開始されることや放射性物質放出後のO I Lに基づく防護措置を前提として、モニタリングを重点的に実施する地点などを適宜変更する。</p> <p>(4) から (5) (略)</p> <p>2 から 3 (略)</p> <p>4 関係機関等への協力要請 (1) 情報提供の要請 本部長は、現地災害対策本部のモニタリング<u>チーム</u>を設置したときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、緊急時モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等の提供を要請するものとする。 なお、情報の提供は、専用回線ファクシミリ（仙台管区気象台はファクシミリ又はEメール）によるものとする。</p> <p>(2) から (3) (略)</p> <p>5 モニタリングに係る県の組織及び事務 (1) (略)</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 組織名称の変更</p>
76	<p><b>図3-6-1 緊急事態区分の各段階における県のモニタリング体制</b></p> <p>①から② (略)</p> <p>③災害対策本部 施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、現地災害対策本部のモニタリング<u>班</u>を設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。</p>	<p><b>図3-6-1 緊急事態区分の各段階における県のモニタリング体制</b></p> <p>①から② (略)</p> <p>③災害対策本部 施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に至った場合、現地災害対策本部のモニタリング<u>チーム</u>を設置するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。</p>	<p>➤ 組織名称の変更</p>



宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考																				
76	<p>緊急時モニタリングセンター設置後は、緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施し、全面緊急事態（General Emergency）に至った場合、緊急時モニタリング実施計画等に基づいてモニタリングを重点的に実施する地点などを変更し、緊急時モニタリングを継続する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>モニタリング<b>班</b>長 (モニタリング<b>副</b>班)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>モニタリング<b>班</b>員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県</li> <li>・ 原子力事業者</li> <li>・ 関係市町等協力要員</li> <li>・ 他県等派遣要員</li> </ul> </div> </div> <p>(2) モニタリング<b>班</b>の業務</p> <p>モニタリング<b>班</b>は、表3-6-1に示す職位及び<b>チーム</b>で構成する。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-1 モニタリング班の業務</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職位及び<b>チーム</b>名</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>班</b> 長</td> <td><b>班</b> の編成及び<b>班</b>業務の指揮総括</td> </tr> <tr> <td><b>副</b> 班 長</td> <td><b>班</b>長の補佐及び職務代理</td> </tr> <tr> <td>企画調整<b>チーム</b></td> <td>                     1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析                      2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画                      3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成                      4 <b>ERC</b>への動員要請リストの作成                      5 EMCのすべての文書の原本管理への参画                      6 EMCの運営支援への参画                 </td> </tr> <tr> <td>情報収集管理<b>チーム</b></td> <td>                     1 放出源、気象及び経路情報の収集                      2 連続モニターによる監視                      3 モニタリング要員の派遣要請                      4 各<b>チーム</b>との連絡（指示伝達及び情報収集）                      5 モニタリング要員の被ばく管理                      6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理                 </td> </tr> </tbody> </table>	職位及び <b>チーム</b> 名	概 要	<b>班</b> 長	<b>班</b> の編成及び <b>班</b> 業務の指揮総括	<b>副</b> 班 長	<b>班</b> 長の補佐及び職務代理	企画調整 <b>チーム</b>	1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析 2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画 3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成 4 <b>ERC</b> への動員要請リストの作成 5 EMCのすべての文書の原本管理への参画 6 EMCの運営支援への参画	情報収集管理 <b>チーム</b>	1 放出源、気象及び経路情報の収集 2 連続モニターによる監視 3 モニタリング要員の派遣要請 4 各 <b>チーム</b> との連絡（指示伝達及び情報収集） 5 モニタリング要員の被ばく管理 6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理	<p>緊急時モニタリングセンター設置後は、緊急時モニタリングセンターの統括の下で緊急時モニタリングを実施し、全面緊急事態（General Emergency）に至った場合、緊急時モニタリング実施計画等に基づいてモニタリングを重点的に実施する地点などを変更し、緊急時モニタリングを継続する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>モニタリング<b>チーム</b>リーダー (モニタリング<b>チーム</b>サブリーダー)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>モニタリング<b>チーム</b>員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県</li> <li>・ 原子力事業者</li> <li>・ 関係市町等協力要員</li> <li>・ 他県等派遣要員</li> </ul> </div> </div> <p>(2) モニタリング<b>チーム</b>の業務</p> <p>モニタリング<b>チーム</b>は、表3-6-1に示す職位及び<b>担当</b>で構成する。</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>表3-6-1 モニタリングチームの業務</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職位及び<b>担当</b></th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>チーム</b>リーダー</td> <td><b>チーム</b>の編成及び<b>業務</b>の指揮総括</td> </tr> <tr> <td><b>サブ</b>リーダー</td> <td><b>チーム</b>リーダーの補佐及び職務代理</td> </tr> <tr> <td>企画調整<b>担当</b></td> <td>                     1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析                      2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画                      3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成                      4 <b>原子力規制庁緊急時対応センター（ERC：Emergency Response Center）</b>への動員要請リストの作成                      5 EMCのすべての文書の原本管理への参画                      6 EMCの運営支援への参画                 </td> </tr> <tr> <td>情報収集管理<b>担当</b></td> <td>                     1 放出源、気象及び経路情報の収集                      2 連続モニターによる監視                      3 モニタリング要員の派遣要請                      4 各<b>担当</b>との連絡（指示伝達及び情報収集）                      5 モニタリング要員の被ばく管理                      6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理                 </td> </tr> </tbody> </table>	職位及び <b>担当</b>	概 要	<b>チーム</b> リーダー	<b>チーム</b> の編成及び <b>業務</b> の指揮総括	<b>サブ</b> リーダー	<b>チーム</b> リーダーの補佐及び職務代理	企画調整 <b>担当</b>	1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析 2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画 3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成 4 <b>原子力規制庁緊急時対応センター（ERC：Emergency Response Center）</b> への動員要請リストの作成 5 EMCのすべての文書の原本管理への参画 6 EMCの運営支援への参画	情報収集管理 <b>担当</b>	1 放出源、気象及び経路情報の収集 2 連続モニターによる監視 3 モニタリング要員の派遣要請 4 各 <b>担当</b> との連絡（指示伝達及び情報収集） 5 モニタリング要員の被ばく管理 6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 組織名称の変更</p> <p>➤ 組織名称の変更</p> <p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 組織名称の変更</p>
職位及び <b>チーム</b> 名	概 要																						
<b>班</b> 長	<b>班</b> の編成及び <b>班</b> 業務の指揮総括																						
<b>副</b> 班 長	<b>班</b> 長の補佐及び職務代理																						
企画調整 <b>チーム</b>	1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析 2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画 3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成 4 <b>ERC</b> への動員要請リストの作成 5 EMCのすべての文書の原本管理への参画 6 EMCの運営支援への参画																						
情報収集管理 <b>チーム</b>	1 放出源、気象及び経路情報の収集 2 連続モニターによる監視 3 モニタリング要員の派遣要請 4 各 <b>チーム</b> との連絡（指示伝達及び情報収集） 5 モニタリング要員の被ばく管理 6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理																						
職位及び <b>担当</b>	概 要																						
<b>チーム</b> リーダー	<b>チーム</b> の編成及び <b>業務</b> の指揮総括																						
<b>サブ</b> リーダー	<b>チーム</b> リーダーの補佐及び職務代理																						
企画調整 <b>担当</b>	1 放出源、気象及び経路情報の確認・分析 2 緊急時モニタリング実施計画見直し等の提案及び同案修正への参画 3 モニタリング作業全般に関する指示書・作業手順書の作成 4 <b>原子力規制庁緊急時対応センター（ERC：Emergency Response Center）</b> への動員要請リストの作成 5 EMCのすべての文書の原本管理への参画 6 EMCの運営支援への参画																						
情報収集管理 <b>担当</b>	1 放出源、気象及び経路情報の収集 2 連続モニターによる監視 3 モニタリング要員の派遣要請 4 各 <b>担当</b> との連絡（指示伝達及び情報収集） 5 モニタリング要員の被ばく管理 6 緊急時モニタリング結果及び関連情報の整理																						

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
	<p>7 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 8 EMC の活動内容の記録への参画</p> <p>1 積算線量測定 2 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定 3 測定採取<u>チーム</u>の資機材準備及び作業場所等の養生 4 測定採取<u>チーム</u>要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理 5 測定採取<u>チーム</u>からの採取試料の受領及び試料前処理 6 情報収集管理<u>チーム</u>への結果等の報告 7 情報収集管理<u>チーム</u>からの再確認依頼への対応 8 分析済試料の管理</p> <p>1 移動観測車による放射線の測定 2 可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定 3 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取 4 積算線量計の配置及び回収 5 飲料水、農畜水産物、土壌等環境試料の採取</p>	<p>7 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 8 EMC の活動内容の記録への参画</p> <p>1 積算線量測定 2 環境試料中の放射性物質の放射能濃度の測定 3 測定採取<u>担当</u>の資機材準備及び作業場所等の養生 4 測定採取<u>担当</u>要員のスクリーニング及び同要員が使用した機材等の汚染管理 5 測定採取<u>担当</u>からの採取試料の受領及び試料前処理 6 情報収集管理<u>担当</u>への結果等の報告 7 情報収集管理<u>担当</u>からの再確認依頼への対応 8 分析済試料の管理</p> <p>1 移動観測車による放射線の測定 2 可搬型ポスト及びサーベイメーターによる放射線の測定 3 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取 4 積算線量計の配置及び回収 5 飲料水、農畜水産物、土壌等環境試料の採取</p>	
92	<p>第7節から第9節 (略)</p> <p>第10節 原子力災害医療活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 原子力災害医療活動の実施</p> <p>(1) から (6) (略)</p> <p>(7) 高度被ばく医療支援センターへの搬送 拠点病院で(2)の検査、除染及び(4)の診療等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター(弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、<u>          </u>広島大学、長崎大学)に搬送するものとする。</p> <p>(8) から (10) (略)</p>	<p>第7節から第9節 (略)</p> <p>第10節 原子力災害医療活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 原子力災害医療活動の実施</p> <p>(1) から (6) (略)</p> <p>(7) 高度被ばく医療支援センターへの搬送 拠点病院で(2)の検査、除染及び(4)の診療等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター(弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、<u>福井大学</u>、広島大学、長崎大学)に搬送するものとする。</p> <p>(8) から (10) (略)</p>	<p>➤ 関係機関の追加</p>

宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] 新旧対照表

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
94	<p><b>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</b></p> <p>(1) から (3) (略)</p> <p>(4) 高度被ばく医療支援センターへの搬送                      拠点病院で診療等の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、原子力災害医療活動に準じて、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、<u>                    </u>広島大学、長崎大学）に搬送するものとする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p><b>第11節 労働災害時の被ばく医療活動</b></p> <p>(1) から (3) (略)</p> <p>(4) 高度被ばく医療支援センターへの搬送                      拠点病院で診療等の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、原子力災害医療活動に準じて、関係機関の協力を得て空路又は陸路にて高度被ばく医療支援センター（弘前大学、福島県立医科大学、量子科学技術研究開発機構、<u>福井大学</u>、広島大学、長崎大学）に搬送するものとする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>➤ 関係機関の追加</p>
96	<p><b>第12節 (略)</b></p> <p><b>第13節 自発的支援の受入れ等</b>                      大規模な災害発生に伴い、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>1 ボランティアの受入れ等</p> <p>① 県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、<u>老人介護や通訳等</u>ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。                      また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第14節 (略)</b></p>	<p><b>第12節 (略)</b></p> <p><b>第13節 自発的支援の受入れ等</b>                      大規模な災害発生に伴い、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>1 ボランティアの受入れ等</p> <p>① 県及び国、関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、放射線防護を要する状況を踏まえ、<u>                    </u>ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。                      また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第14節 (略)</b></p>	<p>➤ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>

頁	現 行 (令和4年11月)	修 正 後	備 考
102	<p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力中長期対策</b></p> <p><b>第1節から第8節 (略)</b></p> <p><b>第9節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>(1) から (3) (略)</p> <p>(4) 県は国及び市町村と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力中長期対策</b></p> <p><b>第1節から第8節 (略)</b></p> <p><b>第9節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>(1) から (3) (略)</p> <p>(4) 県は国及び市町村と連携し、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>▶ 防災基本計画の修正（地震災害対策編等との整合）</p>